

## 第2章 乗車券類の発売

### 第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 { 片道乗車券  
往復乗車券
- (2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券  
通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券 { 普通回数乗車券  
時差回数乗車券 (名称「オフピークチケット」)  
土・休日割引回数乗車券 (名称「サンキューチケット」)
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券
- (6) 特別急行券
- (7) 削除
- (8) 特別車両券 { 特別車両券(A)  
特別車両券(B)  
特別車両券(C)  
特別車両券(D)
- (9) 個室券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第17条 乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類自動発売機により発売する。但し、普通乗車券以外の乗車券類は、社の指定した駅において発売する。

- 2 旅客が、乗車券類を所持しないで巡回対応駅から乗車した場合、又は係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、列車内において乗務員等が発売する。但し、列車内で乗務員等が発売することができない場合は、この限りではない。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第18条 普通乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。但し、他駅から有効となる特別急行券と同時に使用する普通乗車券にあつては、発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。

2 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、特別急行券、特別急行券・特別車両券、又は個室券は発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。

3 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。但し、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(鉄道線と生駒鋼索線にまたがる場合の乗車券の発売範囲)

第18条の2 鉄道線と生駒鋼索線にまたがって乗車する場合に発売する乗車券は、別に定める場合を除き定期乗車券のみとする。

(乗車券類の発売日)

第19条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。但し、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

(1) 普通乗車券

特別急行券と同時に使用する場合は、第4号イに規定する日から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前(2週間前の同曜日)から発売する。

(3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受後であつて、有効期間の開始日の21日前(3週間前の同曜日)から発売する。但し、特別急行券と同時に使用する場合は第1号の規定を準用する。

(4) 特別急行券、特別車両券、及び個室券

特別急行券、特別車両券、及び個室券は乗車日の1か月前(前月の同日)から発売する。

2 特別急行券、特別車両券、及び個室券の発売日は、前項の規定にかかわらず別に定めることがある。

3 別に定める乗車券類の発売箇所においては、前各項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間)

第20条 駅における乗車券類の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、特別急行券、特別車両券、及び個室券については、その発売時間を別に定めることがある。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第21条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払戻し等について特約をした乗車券類の発売)

第22条 社が、業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払戻し又は乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券の発売の制限)

第23条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が巡回対応駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第24条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券もしくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証等を不正発行した場合の取扱い)

第25条 第29条及び第31条の規定による旅客運賃割引証、又は第35条の規定による通学証明書を、発行者が使用資格者以外のものに対して発行し、又は

記名人以外の者に使用させたときは、第104条、第105条、第162条及び第163条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第26条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項を塗り消しその他改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が、記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が、必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの